

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第117条関係 納税管理人 (納税者)</p> <p>1 この条第1項の「納税者」には、国税に関する法律の規定により還付を受けるための申告書又は<u>確定損失申告書を提出することができる者</u>も含まれる。</p> <p>(納税管理人の事務範囲)</p> <p>2 この条第1項の「納税申告書の提出その他国税に関する事項」とは、次に掲げる事項 <u>(不服申立てに関する事項を除く。)</u>をいう。</p> <p>(1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出</p> <p>(2) 税務署長等（その所属の職員を含む。<u>(3)において同じ。</u>）が納税者に対して発する書類の受領及びその納税者に対するその書類の送付</p> <p><u>(3) 納税者が税務署長等に対して提出する書類の受領及びその税務署長等に対するその書類の提出</u></p> <p><u>(4) 国税の納付及び還付金等の受領</u></p> <p><u>(注) 納税管理人は、上記(1)から(4)までに掲げる事項の一部のみを処理（特定納税管理人（この条第5項の特定納税管理人をいう。7において同じ。）によるものを除く。）することはできないことに留意する。</u></p> <p>(納税管理人の選任)</p> <p>3 この条第1項の納税管理人は、できるだけ納税者の納税地を所轄する税務署の管轄区域内に住所等を有する者のうちから選任させるものとする。</p>	<p>第117条関係 納税管理人 (納税者)</p> <p>1 この条第1項の「納税者」には、国税に関する法律の規定により還付を受けるための申告書<u>または確定損失申告書を提出することができる者</u>も含まれる。</p> <p>(納税管理人の事務範囲)</p> <p>2 この条第1項の「納税申告書の提出その他国税に関する事項」とは、次に掲げる事項をいう。<u>ただし、不服申立てに関する事項は含まれない。</u> <u>なお、次に掲げる事項の一部だけの管理は認められない。</u></p> <p>(1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成<u>ならびに提出</u></p> <p>(2) 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 国税の納付および還付金等の受領</u></p> <p>(納税管理人の選任)</p> <p>3 この条の納税管理人は、できるだけ納税者の納税地を所轄する税務署の管轄区域内に住所等を有する者のうちから選任させるものとする。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(納税管理人の権限の消滅)</p> <p>4 納税管理人の権限は、その解任によるほか納税者の死亡（法人にあつてはその消滅。以下この項において同じ。）<u>若しくは納税者が破産手続開始の決定を受けたこと又は納税管理人の死亡若しくは納税管理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたことにより消滅する（民法第111条、第653条参照）。</u></p> <p>(納税管理人の権限の消滅後の効果)</p> <p>5 納税管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、納税管理人であつた者によつてされ、<u>又は納税管理人であつた者に対してした行為は、納税者（納税義務を承継した者を含む。以下この項において同じ。）によつてされ、又は納税者に対してした行為とするものとする（民法第112条、第655条参照）。</u></p> <p>(納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項の範囲)</p> <p>6 <u>国税通則法施行規則第12条の2の「その他これに類する事項」には、徴収法の規定による滞納処分等に関する2(2)及び(3)に掲げる事項等が含まれることに留意する。</u></p> <p>(特定納税管理人と通則法第12条の納税管理人の事務との関係について)</p> <p>7 <u>特定納税管理人が処理することができる事項は、この条第3項に規定する特定事項に限られるから、特定納税管理人は、当該特定事項に係る書類を除き、通則法第12条第1項又は第3項の規定による送達を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>(納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続)</p> <p>8 <u>納税者が、この条第3項の規定による納税管理人の届出をすべきことの求</u></p>	<p>(納税管理人の権限の消滅)</p> <p>4 納税管理人の権限は、その解任によるほか納税者の死亡（法人にあつてはその消滅をいう。以下この項において同じ。）<u>もしくは破産または納税管理人の死亡、禁治産もしくは破産の宣告によつて消滅する（民法111条、653条参照）。</u></p> <p>(納税管理人の権限の消滅後の効果)</p> <p>5 納税管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、納税管理人であつた者によつてされた、<u>または納税管理人であつた者に対してした行為は、納税者（納税義務を承継した者を含む。以下この項において同じ。）によつてされたまたは納税者に対してした行為とするものとする（民法112条、654条参照）。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>めに応じた場合には、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(国内便宜者が納税管理人となることの求めに応じた場合の手続)</u></p> <p>9 <u>この条第4項に規定する国内便宜者が同項の規定による納税者の納税管理人となることの求めに応じた場合において、当該納税者が当該国内便宜者を納税管理人として定めたときは、当該納税者は、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(密接な関係を有する者の範囲)</u></p> <p>10 <u>この条第5項第1号口の「密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>過去に特定納税者（同項に規定する特定納税者をいう。以下この条関係において同じ。）の課税の基因となった取引について契約関係にあり、現在も引き続きその契約関係を有する者</u></p> <p>(2) <u>過去に特定納税者の課税の基因となった事業について契約関係にあり、現在も引き続きその契約関係を有する者</u></p> <p>(3) <u>過去に特定納税者の課税の基因となった取引や事業について契約関係にあり、現在はその契約関係にはないが、現在も納税者と密に連絡を取り合う関係にある者</u></p> <p><u>(継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲)</u></p> <p>11 <u>この条第5項第1号ハの「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」とは、例えば、プラットフォーム運営事業者のように多数の者との間で取引を行う場を提供する者が該当するが、特定納税者との間で単発の取引仲介のみを行ったような事業者は特定納税者へ「継続的に又は反復して行う場」を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

